

神奈川県建築士会広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、社団法人神奈川県建築士会（以下「建築士会」という）のWEBページ及び建築士会発行のその他刊行物への広告（以下「広告」という）掲載に関し必要な事項を定めるものです。

(定義)

第2条 バナー広告とは建築士会のWEBページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するWEBページにリンクするものをいいます。

(掲載可能な広告の範囲)

第3条 広告を掲載することができる広告の内容は次のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (4) 建築士会の趣旨にそぐわないと思われるもの
- (5) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると建築士会が認めるもの

(広告の規格)

第4条 広告の規格は原則として以下の通りとします。

(1) バナー広告

大きさ 横368ピクセル × 縦120ピクセル（比率16:5）

形式 JPEG・GIF（アニメ可、透過不可）・PNG（アニメ不可、透過不可）

拡張子 「.jpg」「.gif」「.png」

(2) 建築士会発行の機関誌「SALON」及びそれに類する刊行物における広告

①表2（おもて表紙の内側）：A4版 白黒 1P（縦297mm×横210mm）

②表3（うら表紙の内側）：A4版 白黒 1P（縦297mm×横210mm）

③表4（うら表紙の外側）：A4版 カラー 1P（縦297mm×横210mm）

④本文中：A4版 白黒 1/4P（縦112mm×横79mm）

(3) 会誌封筒同封チラシ

①A4

②A3 二つ折り

(4) 会誌封筒「掲示板」掲載広告

大きさ ①縦100mm×横105mm以内

②縦70mm×横207mm以内

フォントサイズ ①表題13.5pt 本文10.5pt

②表題15pt又は16pt 本文10.5pt

ただし、記事全体の掲載量により、大きさ、フォントサイズ共変更となることがあります。

なお、取扱いは、本会事業及び関係行政機関・関係団体の事業に関するものとします。

(5) 上記以外の規格については、別途定めます。

(バナー広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第5条 バナー広告を掲載するページはWEB ページ内の「トップページ」とし、広告の位置及び枠数は建築士会が指定します。

なお、広告主より依頼があった場合は、トップページに追加して、広告主が希望するページにバナー広告を掲載することができる。

(バナー広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は1か月又は1年単位とします。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書(第1号様式)により、郵送、FAX又はEメールで、指定する期間内に申し込むこととします。

(広告掲載の決定)

第8条 建築士会は第3条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定します。

2 広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について広告掲載希望者に掲載通知(第2号様式又は第3号様式)します。

3 広告掲載希望者が、規定する枠数を超えたときは、抽選により決定します。

(広告掲載内容の承諾)

第9条 広告掲載可の決定を受けた者(以下「広告主」という)は、掲載内容及び条件等を記載した承諾書(第4号様式)を建築士会へ提出していただきます。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告原稿を建築士会が指定する期日までに、指定する場所へ提出してください。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとします。

(広告掲載料)

第11条 広告掲載料は原則として以下の通りとします。

(1) バナー広告

正会員、賛助会員、特別会員 1枠：月1万5千円(消費税込)

その他の者 1枠：月3万円(消費税込)

ただし、月の途中からの掲載はその月の掲載料については日割り計算とし、また1年契約の場合にはその2ヶ月分を無料とします。

(2) 建築士会発行の機関誌「SALON」及びそれに類する刊行物

①表2(おもて表紙の内側)：A4版 白黒 1P 5万円(消費税込)

②表3(うら表紙の内側)：A4版 白黒 1P 4万円(消費税込)

③表4(うら表紙の外側)：A4版 カラー 1P 6万円(消費税込)

④本文中：A4版 白黒 1/4P 1万5千円(消費税込)

(3) 会誌封筒同封チラシ

①A4：1枚 会員16.80円 会員外33.60円 (いずれも消費税込み)

②A3 二つ折り：1枚 会員 25.20円 会員外 52.50円 (いずれも消費税込み)

ただし、本会事業及び関係行政機関・関係団体の事業に関するものについては、無料とします。なお、関係団体とは、神奈川県建築会議の構成団体をいいます。

(4) 上記以外の広告掲載料については、別途定めます。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第12条 広告の内容及びデザイン等については、建築士会のWEBページ及び建築士会発行のその他刊行物の信用性及び信頼性を損なうことのないよう、建築士会が審査を行います。

(バナー広告内容等の変更)

第13条 建築士会は、バナー広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページ内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断した時は、広告主に対してバナー広告の内容等の変更を求めることができます。

(バナー広告物掲載の取り消し)

第14条 建築士会は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができます。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 指定する記述までに広告原稿の提出がないとき
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
- (4) 広告主、広告の内容又はリンク先WEBページの内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき
- (5) その他、WEBページへの広告掲載が適切でないと建築士会が判断したとき

(審査機関)

第15条 第3条(5)の認定、第12条の審査、第13条及び第14条の判断その他WEBページ及び機関誌「SALON」等の広告に関連する取扱いに係る判断にあたって、必要と認められる場合は、神奈川県建築士会広告掲載取扱等審査委員会(以下「審査会」という)を設けます。

2 審査会は、建築士会情報広報委員会委員長の他、関係する委員会委員及び事務局担当職員で構成します。

(バナー広告掲載の取り下げ)

第16条 広告主は自己の都合により、WEBページへの広告掲載を取り下げることができるものとします。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により建築士会に申し出なければなりません。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しません。

(バナー広告掲載料の返還)

第17条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還します。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とします。

3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付しません。

(バナー広告掲載期間の延長)

第 18 条 広告掲載期間内に、建築士会の都合で WEB ページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長します。

ただし、閉鎖日数が 1 日未満の場合は、掲載期間の延長は行いません。

2 広告主の責に帰さない理由により、建築士会が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長します。

ただし、広告を掲載できなかった日数が 1 日未満の場合は、掲載期間の延長は行いません。

(広告主の責務)

第 19 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとします。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、建築士会に対して保証するものとします。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとします。

(リンク先)

第 20 条 広告主は、バナー広告のリンク先を変更するときは、変更の 1 週間前までに建築士会に連絡するものとします。

(裁判管轄)

第 21 条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、横浜市の所在地を管轄する裁判所に行うものとします。

(要領の改廃)

第 22 条 この要領の改廃は、理事会で承認し会長が定めるものとします。

(その他)

第 23 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定めるものとします。

附則

1 この要領は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

2 第 11 条による広告掲載料の変更は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

3 この要領は、平成 22 年 1 月 21 日から施行する。

4 この改正は、第 335 回理事会の議決により、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。